

区政会議で特にご意見を求めたい内容に対する委員からのご意見及び区役所の対応・考え方

番号	部会・全体会	担当課	ご意見を求める内容	参考資料と頁	委員からのご意見	区役所の対応・考え方
1	防災・防犯部会	協働まちづくり推進課（安全・安心）	高齢化が進む中、悪質商法による高齢者の消費者被害が後をたちません。港区では、特殊詐欺被害防止の取組みとして、今年の3月から、高齢者のご自宅の電話機に貼る注意喚起のステッカーと電話機の近くに掲示するピラを港警察と連携して作成し配布しています。また、この9月には、催眠商法（SF商法）についての区民からの相談があり、警察の安まちメールでの注意喚起を受けて、区としても注意喚起のチラシを作成し配布するとともに、青色パトロールカーで注意喚起の放送を行うなど、被害防止の啓発に取り組んでいます。高齢者の消費者被害防止の効果的な取組みについてご意見をお願いします。 ※食品や日用品を安価で配るというチラシで、高齢者を商店街などの空き店舗に集め、言葉巧みに次々と高額な商品を買わせる商法を催眠商法（SF商法）といいます。	別紙情報提供資料「催眠商法注意喚起」（チラシ）参照	可能であれば、「あやしい」と思った店舗に覆面捜査を試みる。もしくは、行った事があるという人から詳細を聞き、不審な情報があれば港区安全・安心グループに知らせる。	特殊詐欺等については、警察に被害届が出されれば、警察が捜査を行い、被害者へ詳細に聞き取りをします。 SF（催眠）商法等につきましては、区役所が情報をお持ちの方と面談ができれば詳細をお聞きし、大阪市消費者センターや港警察署とも情報を共有し、被害の予防につとめます。